

令和8年度事業計画書

公益社団法人 滋賀県私立病院協会

公益社団法人滋賀県私立病院協会

令和 8 年度事業計画書

公益社団法人滋賀県私立病院協会は平成元年 9 月 29 日に法人として設立し、今年度は 37 年目を迎えます。

この間、民間病院、会員施設の発展と質的向上による安定した医療の提供、看護学校を運営する事による看護師育成をはじめ、地域住民の公衆衛生、健康保持と社会福祉の増進に貢献することを目的として歩んでまいりました。

一昨年より世界的なコロナ禍の終焉もつかの間、2022 年のウクライナ戦争に始まるエネルギーや食料価格の高騰による世界的な物価高に加え、円安が日本のインフレに拍車をかける状況が続いています。長く続いたデフレ下で、診療報酬のマイナス改訂が続く中でも、何とか経営を続けて来た日本の病院も一昨年から大幅な赤字転落に陥る病院が続出し、地域医療の崩壊が叫ばれる事態に直面しています。このため、昨年は医師会、病院団体を始め医療界全体が診療報酬の大幅増や診療報酬改訂までのつなぎとして病院支援のための補助金要求などの運動を繰り広げました。さいわい高市政権の誕生もあり、まだまだ充分とはい

えませんが 30 年ぶりの 3.09%増という過去に比べると大幅な診療報酬アップと、国からの 1 床あたり 19.5 万円の補助金支給が決定されました。しかし、本年 2 月 27 日に行われた近畿病院団体連合会委員会で示された情報では、近畿 6 府県のうち府県から支払いされる補助金において、滋賀県のみが格別に低額の支給である実態が明らかになりました。このような県の病院医療に対する認識にかんがみ、当協会としても県病院協会とも歩調を合わせ、普段より県当局とより緊密に連絡をとり、病院の現状をより強く訴えて参りたいと考えております。

さらに昨年は滋賀県私立病院協会会長も発起人の一人として参加し、滋賀県病院協会が日本病院会滋賀支部を立ち上げました。これにより滋賀県病院協会、私立病院協会も全国的な病院団体の一団体として足並みをそろえ、病院運営の問題点の共有化を進め、さらには滋賀県からもこの協会を通じて厚労省への要求の窓口にしていきたいと考えています。さしあたってはこの厳しいインフレ状況下、病院経営存続の為に消費税（損税）の改革を進めて行かねばならないと考えています。

また本年 2 月末にはイスラエル、アメリカによるイラン攻撃が開始されました。今後ホルムズ海峡閉鎖が続くと石油、エネルギーを始めと

する諸物価の高騰は必至であり、強い危機感を持って病院協会とも結束し、我々病院の声を一つにして発信してまいります。

また令和8年度から2040年に向けた、新たな地域医療構想の策定取り組みが国から示されています。

新たな地域構想では従来の高度急性期から慢性期までの地域における必要病床数だけではなく、医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化、連携の協議、病床の機能分化、在宅医療、介護施設、外来医療も含めた幅広い地域での医療介護提供体制を話し合うとされています。

具体的に申し上げますと、病床機能については高度急性期機能、急性期機能、包括期機能、慢性期機能に分類、また医療機関機能については、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期搬点機能、専門等機能に分類をしており、我々病院がどのような病床を有し、どのような病院機能を選択するか、決定を迫られると思われまます。また外来については紹介受診重点医療機関も分別されます。

これらについてはまだ確定的ではありませんが、いずれ診療報酬による誘導が行われる事は明白であり、私共の私立病院協会では会員病院

が適切な選択を行える様、行政とも緊密に連携をとりながら会員病院に情報提供や行政とのパイプ役を果たせる様努力してまいります。

一昨年来、当協会にとって大きな懸案事項となっている看護学校入学者の大幅な減少による経営危機問題ですが、存続、廃校等で議論の分かれる所でありましたが、即時閉校はあまりに財政的負担が大きく、現実的でないのは明白であります。このためまずは学生確保の取り組み及び行政による財政的支援に全力で取り組んで参りました。学生確保については校長、事務長、教職員はもとより、会長病院から幹部事務職2名の応援体制、会長、副会長などが一丸となり取り組んだ結果、本年度は43名の学生確保が可能となりました。この結果を得られたのは、今までアプローチしていなかった学校訪問やリスキリングを想定したあらゆる対象者へのアプローチの結果であると考えられます。またSNS戦略やコンサルタントの使用など、考えられる全ての方法を駆使したことも大きな成果を上げた要因の1つと考えられます。また行政への財政的支援も含めた積極的なサポート要請については、県健康医療福祉部へ頻回の訪問を行い、健康医療福祉部長、次長、課長に危機的実態の状況報告を行った上で、支援体制の要請を根気強く行いました。また医師会、県病院協会、大津市医師会、看護協会も巻き込んで各協会

連名で滋賀県知事に対して看護職確保並びに看護学校運営について危機的状況である旨嘆願書を提出、さらに会長、副会長、事務長による知事への直接面談も行っています。また自民党政調会長に働き掛け、県議会での知事への質問を依頼・実施するなど学校予算増額の要請等行ってまいりました。今年度予算では県の理解のもと今までと違った支援策が講じられるものと考えられます。今年度になり学生数の確保、行政のサポートは昨年よりは状況は改善傾向にあります。しかし、まだまだ今後も厳しい状況には変わりなく、引き続き全身全霊で出来る限りの努力を続けてまいりますが、会員各位のより一層の御協力をお願いする次第です。

1. 協会の組織力の強化

会員相互の団結と協調をより強固とするため、次の事項に留意のうえ、引き続き組織力の強化に努める。

- (1) 理事会の円滑な運営と事業推進の体制強化（毎月第2火曜日）
- (2) 事務長部会の円滑な運営と理事会主導による各種事業の実施
- (3) 滋賀県堅田看護専門学校の指導と協力の強化

(4) 会員への情報提供の強化と会員の拡大

本年度新たに社会医療法人誠光会淡海ふれあい病院が加入

2. 行政との協調と対話

医療制度、医療保険制度における医療提供者として、その責務を果たすためには滋賀県・各市町をはじめ関係行政当局及び関係機関との協調と対話は不可欠である。

特に、滋賀県保健医療計画、病床機能報告制度、地域医療構想、医療費適正化計画、地域包括ケアシステム事業をはじめ、医療提供体制の整備は、理事会が中心となって積極的に関係行政機関との協調・連携を図るとともに、滋賀県医療審議会や地域医療対策協議会、看護師確保対策委員会を通じて、今後の医療を支える私立病院の取り組みを発信し、諸施策への積極的参画と会員病院の実態に即した円滑な実施への提言と支援を求める。

また、看護師、介護士、医師不足への対応について、行政や他の医療機関との協調と対話を深める。

○当堅田看護学校の現状打破や今後の将来像を見据えた学校運営の

在り方について、行政から指導協力、支援が受けられる様、さらに緊密な連絡を確保する。

3. 関係諸団体との協調と連携

医療制度、医療保険制度への提言と課題の解決については、県病院協会、日本病院会、一般社団法人日本医師会、近畿病院団体連合会との連携、並びに地域医療等共通する身近な課題の解決のため、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県病院協会との協調を深め、積極的な連携に取り組む。()内は令和8年度幹事府県)

- ・近畿病院団体連合会委員会への参加（和歌山県）
- ・近畿病院団体連合会事務長会（兵庫県）への参加

4. 研修会・広報事業及び情報交換

(1) 会員病院、施設職員の資質の向上と情報の共有を目的に、職員各層を対象に各種講演会、研修会、セミナー等を開催する。

- ① 講演会・セミナー
- ② 新任職員等研修会

③ 保険診療・医療保険制度研修会

④ 医事研究・病院経営実務

(2) 参考図書 の 配布、ホームページ等を通じて積極的に会員及び地域住民への情報提供・発信に努める。

5. 看護師、介護職不足への情報交換、外国人スタッフ育成への取り組み

6. 生活習慣病予防検診等健診事業の受託推進

生活習慣病予防検診等健診事業には医療費適正化の根幹であるとの認識から、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険の保険事業として実施される生活習慣病予防検診、特定健康診査及び肝炎ウイルス検査等について、次の事業に引き続き積極的に取り込むこととする

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病に関する健診事業の拡大

(2) 政府管掌健康保険生活習慣病予防検診等健診事業の受託実施

① 健診実施機関の拡大

② 健康保険協会滋賀県支部及び健診受託会員病院相互の連絡
調整

7. 事務長部会の円滑な運営と会員病院間の連携

当協会の事業実施に中核的役割を担っている事務長部会は、次の事業を積極的に実施し、会員病院相互の連携と情報の共有に努める。

特に、研修事業、情報の収集と提供は重点事業として取り組む。

(1) 定例事務長部会及び常任事務長部会の開催

(2) 事務長部会の総合力を活かした活動の充実強化

(3) 滋賀県堅田看護専門学校との連携・協調

学校運営協力病院事務長会を通じて、円滑な学校運営に参画・寄与する。

① 学校運営会議への参画

② 学校運営協力病院事務長会の開催

8. 看護学校の健全な運営と学生の確保・養成

当協会の主な公益目的事業であることを認識し、次の事項を重点に学校運営に取り組む。

(1) 学校運営の円滑な推進

次の事項に留意の上、円滑な学校運営を推進する。

- ① 学校運営会議による指導管理体制の充実(毎月第一木曜日開催)
- ② 行事への参画と機会を捉えた広報活動の推進
- ③ 臨地実習や講師の派遣など運営協力病院の学校支援の充実
- ④ 看護部長懇談会などを通じた情報共有・連携強化
- ⑤ 学校関係者評価委員会の適切な実施と活用

(2) 学生の確保

令和 6 年度に設置した入学生確保対策委員会を中心に、会員病院・運営協力病院と連携協力しながら、情報を共有し全力で学生の確保に努めるが、現状定員割れが続いており、今年度はどんなことがあっても定員数を確保する為、あらゆる可能性のある施策

を行う予定である。

- ① 学生をはじめ進路指導教員等関係者に対する設立主旨と奨学金制度の案内
- ② 他府県の学校等今まで行っていない学校の訪問や予備校訪問による看護学生の確保の要請
- ③ オープンキャンパス（web開催も含む）の実施と校内見学の積極的な受け入れ
- ④ 民間事業者の進路相談会や各種学校説明会への積極的な参加
- ⑤ 行政機関と連携した社会人入学生確保対策の強化
- ⑥ ホームページ、パンフ、ポスター、SNS等多様な媒体を活用した広報活動の強化
- ⑦ 高等教育の負担軽減措置制度への対応
- ⑧ クラウドファンディングの立ち上げ
- ⑨ コンサルタント会社の助言

(3)教育内容と学生指導の充実強化

次の事項に留意のうえ、教育内容・指導体制及び学生指導の充実強化に努める。

①学生情報の共有による留年・退学の予防対策の強化

②実習施設の確保と会員病院における自習施設拡大への協力要請

③専門基礎科目の講師確保のため、会員病院に講師派遣の支援要請

④実習施設・実習指導者及び非常勤講師との連携による効果的な教育の実践

⑤保護者・協力病院とのネットワーク体制の確立による適切な学生指導

⑥専任教員、実習指導教員の確保・充実

⑦新カリキュラムの教育内容の改善・充実

(4)看護師国家試験の全員合格

以下の点に留意のうえ、学生指導体制を充実させ、国家試験の全

員合格をめざす。

- ⑥ 3年間を見据え計画的な国家試験対策を行う。
- ⑦ 入学時から解剖生理学の復習試験をはじめ対策に取り組む
- ⑧ 模擬試験等の結果を活用し、対策を徹底させる。
- ⑨ 勉強に集中しやすい学習環境を作る

(5) 学校施設整備計画の策定と施行

校舎建物・設備等の老朽度診断の実施結果による施設整備計画に基づき、県の補助金交付事業とも協議のうえ、優先順位を定め年次毎に整備する。

あわせて、老朽化した学術図書、教材、施設備品等の更新設備に努める。

(6) 指導官庁、関係機関の連携と協調

滋賀県及び大津市はじめ行政当局の指導のもと、連携を密にして適正な運営に努める。

さらに県議員会との連携も強固にする。

安定的な学校運営を図るため、非常勤講師や実習施設の確保とともに運営協力病院及びその関係者の連携、支援を得られるよう方策を検討する。